

県福管連

かわら版

第110号

発行日：平成27年2月25日

発行：NPO法人福岡県マンション管理組合連合会

TEL:093-922-4877 FAX:093-922-4750

URL <http://www.kenfukukanren.com/>

E-mail fk.m-rengoukai@s3.dion.ne.jp

監事の役割にっさうの理解を！

あるマンション管理組合の理事長が「監事が理事会に相談もせず、文書を作り発表した。けしからん」と怒っているとの話を聞いて、驚いた。監事は、総会で区分所有者から選ばれ、理事会とは全く別の立場にあるから、理事会から何の制約も受けないのは当然のことだ。その基本を理事長の立場にある人が分かっていないのは、たいへん残念だ。

考えられるに、総会の場で選任されるのは役員であり選任後、理事会で理事と監事に振り分けられる現象が存在するのではないだろうか？それであれば、理事長が監事も自分の部下と錯覚するのも無理はない。

総会では「理事と監事は別々に承認を得なければならない」という原則がないがしるにされているように感じられる。

そこで改めて監事の役割を述べたい。監事は、管理組合の業務と会計が、法律、管理規約と細則および総会の決議に沿って正しく処理されているかどうかをチェックする役割をもつ。監事は基本的には、自分が選ばれた総会に対し業務と会計が適正におこなわれているかどうかを報告する任務を持つ。監事の仕事は、総会前に会計理事から提出された会計報告をパラパラと見て署名捺印し総会時「会計報告に間違いございません」と言うだけが仕事ではないのである。

監事は、総会にだけでなく、毎月の理事会などで監事の任務の範囲で気づいた点、改善すべき点を指摘するのも、その業務に含まれているといつてよい。是正されなくば、独自で総会を開催でき、理事長等をも罷免

する権限をもつのである。

ここで気をつけねばならないのは、監事は、理事会に出席し「発言権は、あるが、投票権はない」ということである。時々、監事も理事会で挙手をして投票している例が見られる。

したがって、チェックされる理事会が監事の見解表明を阻止しようとするなどは論外である。もちろん、監事といえども万能ではないし、偏ったり誤ったりすることもあり得るので、監事の指摘に従わないことも自由である。その場合理事会は、なぜ監事の指摘に従えないかを公にすることが望ましい。

監事には理事とは違い、監事会はなく、二人以上監事がいる場合でも、一人ひとりが独立して監査業務を行うもので、監事同士の意見が別々で違ってもかまわない。理事長の中には、ワンマン的で誰の意見も聞かず、放漫な態度をとる人も時にはいるが、せめて監事の意見や指摘には、一歩引き下がって耳を傾けてみる必要がある。

さらに監事が理事会の業務を少しも手伝ってくれないと非難する声も方々にある。管理組合に人手が足りない点は分かるが、そもそも監事は区分所有法の法人規定の部分に「理事や管理組合の従業員との兼務禁止」が定められているように、業務をしてはならないのである。なぜなら、手伝った業務で規約などに反する事態が生じたときに、その業務をチェックする監事本来の業務ができなくなるからである。

(抜粋編集アメニティ 388号)

役員の見覧をお願いします。

理事長									



小倉支部 セミナー&交流会のお知らせ

小倉支部第3回セミナー&交流会を下記要領にて開催します。
今回のセミナーでは、管理組合と民生委員との関わりと、窓ガラスのサッシ化&夏場における玄関扉の通風確保（防犯網戸等）について、専門家に講演して頂きます。

（先着50名）

- 開催日時：平成27年3月29日（日）13時30分～17時00分
- 会場：北九州市立商工貿易会館（601号室）
- 内容（当日内容に、若干の変更可能性あり）

1. 「民生委員と児童委員」の職務と管理組合との関わりについて
小倉北区社会福祉協議会
小倉北区民生委員児童委員 事務局長 小池昭氏
2. マンション「開口部」の更新について YKK(株)営業部
3. 交流会

申込：県福管連事務局まで、平成27年3月26日（木）までに
お申込みください。 Tel093-922-4877 Fax093-922-4750

八幡支部：セミナー開催のご案内



今年、管理組合役員になられた方々、組合活動に興味をお持ちの

組合員の方々等、色々な方々が集い、情報交換ができる楽しい集いです。（50名）

- 開催日時：平成27年4月12日（日）13時30分～17時00分
- 会場：八幡西生涯学習センター（コムシティ2階）
- 内容（当日内容に、若干の変更可能性あり）

1. 「管理組合が行っている防災訓練について」
八幡支部世話人 金子治樹氏
2. 「マンションの売買・賃貸における管理組合の注意事項」
県福管連 理事 藤井雅彦氏
3. 「個人情報保護法と名簿について」

司法書士 田代洋平氏

申込：県福管連事務局まで、平成27年4月9日（木）までに
お申込みください。 Tel093-922-4877 Fax093-922-4750

平成26年度第2回 マンション基礎セミナー開催

NPO法人 福岡県マンション管理組合連合会

開催日時：平成27年3月15日（日）

13時00分～17時30分

会場：西日本総合展示場 AIMビル 311.312

北九州市小倉北区浅野3丁目8-1

☎ 093-541-3031



主催 NPO法人 福岡県マンション管理組合連合会

共催 北九州市

後援 福岡県、(社)マンション管理業協会、朝日新聞社、西日本新聞社、
毎日聞社、読売新聞社、(株)マンション管理新聞社、

参加対象 管理組合役員、マンション居住者、マンション関連団体及び業者

申込方法 (定員100名) 県福管連事務局まで、電話かファクスでお願いします。

(参加無料) 電話 093-922-4877 ファクス 093-922-4750

□ 開 会 13時30分～

□ 主催者挨拶 13時30分～13時35分

□ 講演1 ----- 13時35分～14時50分

「マンションの総会を失敗しないために」

～総会の失敗例と成功例等の紹介～

講師：マンション管理士ふじの

代表 藤野 雅子氏

□ 講演2 ----- 14時50分～16時05分

「マンションの総会に関する訴訟の事例」

～総会を開催し、なぜ理事長が訴えられのか～

講師：ひびき法律事務所

弁護士 河合 洋行氏

□ 休憩 16時05分～16時20分

□ 講演3 ----- 16時20分～16時40分

「マンション総会に関する支援策の案内」

講師：NPO法人福岡県マンション管理組合連合会

会長 石川 靖治氏

□ 相談会 ----- 16時50分～17時50分

「総会に関する相談に限り受付をいたします。事前予約を優先しますので、希望の方は、事務局までお問い合わせください。 093-922-4877」

各種セミナー・交流会のご案内

3月、4月は、各種セミナーが予定されています。3/15（日）に AIM311.312 にて県福管連主催（北九州市共催）のマンション管理基礎セミナー、3/29（日）に商工貿易会館にて小倉支部セミナー&交流会、4/12（日）にコムシティにて八幡支部セミナーと連続して、開催予定となっております。

無料にて、会員・非会員問わず出席可能となっております。
 関心のあるセミナー内容であれば、重複出席も可能です。又、途中出席・退場も自由です。是非ともご来場いただきます様、お願いいたします。

（県福管連 事務局）

3月度 行事あなない

開催日時	テーマ	会場	講師・出席者
3月5日(木) 18時00分～ 20時00	管理運営相談会	八幡西生涯学習総合センター	石川
3月10日(火) 13時30分～ 15時00分	地区相談会	門司涯学習センター	小野・吉村
3月11日(水) 18時00分～ 19時30分	第10回理事会	セミナー室	役員
3月15日(日) 13時30分～ 17時30分	平成26年度 第2回セミナー	AIM311.312	役員他
3月17日(火) 17時00分～ 19時00分	よろず相談会 (要 予約) 1件30分	セミナー室	渡辺晶子弁護士
3月29日(日) 13時30分～ 17時00分	小倉支部セミナー	商工貿易会館	役員・支部世話人 他

よろず相談会(弁護士無料相談)のご案内

* 県福管連では毎月1回、弁護士による無料相談会を県福管連セミナー室で、開催しております。最近、おかげさまで相談件数が増加済みです。マンションに関わるどんな相談にも、マンション問題研究会所属の弁護士が対応させていただきます。事前予約が必要ですが、お悩みの懸念事項があれば、この機会に是非相談してみても如何ですか？（連合会加盟の管理組合役員だけではなく区分所有者、賛助会員も可です。）

一回の相談会で原則4件まで対応可能で、来月は2件予約可能です。

（予定）3月17日（火）17:00～ 渡辺晶子 弁護士